

## 茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助要綱

茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助要綱（平成17年6月1日実施）の全部を改正する。

### （目的）

第1 この要綱は、本市域内において、自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システム、自然循環型太陽熱温水器及び強制循環型ソーラーシステムを設置する事業並びに住宅用太陽光発電システム及び家庭用燃料電池を同時に設置する事業に対し、その経費の一部を市が補助することにより、家庭での新エネルギー及び省エネルギー機器の普及を促進し、もって地球温暖化に影響を及ぼす二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

### （補助対象者）

第2 補助の対象となる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

### （補助対象事業）

第3 補助の対象となる事業は、別表中欄に定める設備の要件を満たす同表左欄に掲げる対象システム（以下「対象システム」という。）を設置する事業で次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 補助対象者がその住所において、自らが所有し、又は借り受けており、かつ、居住する住宅に対象システムを設置し、住居の用に供する部分において使用すること。
- (2) 設置した対象システムが自作又は中古品でないこと。
- (3) 建築物の販売を目的に対象システムを設置したものでないこと。
- (4) 対象システムの設置に関して、法令等に違反していないこと。
- (5) 申請時において、納付すべき納期限の到来した市税を完納していること。
- (6) 次のア及びイに掲げる補助を受けようとする事業において設置する対象システムの区分に応じ、当該ア及びイに定める要件を満たしていること。
  - ア 住宅用太陽光発電システム この要綱に基づき、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助金の交付を過去に受けておらず、かつ、申請中でないこと。
  - イ 家庭用燃料電池 次の(ア)及び(イ)に掲げる要件をいずれも満たすこと。
    - (ア) 茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助要綱の一部を改正する要綱（平成26年4月1日実施）による廃止前の茨木市住宅用高効率給湯器等設備

導入補助要綱（平成24年8月1日実施）又はこの要綱に基づき、補助を受けようとする事業において設置する対象システムと同一の種類のものに対する補助金の交付を過去に受けておらず、かつ、申請中でないこと。

(イ) 住宅用太陽光発電システムと同時に設置すること。

ウ 自然循環型太陽熱温水器及び強制循環型ソーラーシステムイ(ア)に掲げる要件を満たすこと。

(補助対象経費)

第4 補助対象経費は、次の各号に掲げる対象システムの区分に応じ、当該各号に掲げる経費（消費税額及び地方消費税額を除く。）とする。

(1) 住宅用太陽光発電システム 次に掲げる経費

ア 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計及び余剰電力販売用電力量計の購入に要する経費

イ 配線、配線器具の購入及び据付けに要する経費

ウ 工事に要する経費

(2) 家庭用燃料電池、自然循環型太陽熱温水器及び強制循環型ソーラーシステム（第6において「家庭用燃料電池等」という。） 次に掲げる書類

ア 機器本体（リモコンを含む。）の購入に要する経費

イ 工事に要する経費

(補助金額)

第5 補助金の額は、別表左欄に掲げる対象システムの区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる補助を受けようとする事業において設置する対象システムの区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して第5項に規定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用太陽光発電システム 次に掲げる書類

ア 住宅用太陽光発電システムの設置費に係る領収書の写し

イ 住宅用太陽光発電システムの設置費に係る内訳明細書の写し

ウ 住宅用太陽光発電システムの竣工検査の試験記録書の写し

エ 住宅用太陽光発電システムの太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの設置状態並びに当該設備を設置した住宅の外観を示すカラー写真

オ 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類

カ 申請者の住民票の写し（申請日前3月以内に取得したもの）

キ 同意書（様式第2号）

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 家庭用燃料電池等 次に掲げる書類

ア 家庭用燃料電池等の設置費に係る領収書の写し

イ 家庭用燃料電池等の設置費に係る内訳明細書の写し

ウ 家庭用燃料電池等の機器本体の設置状態及び全てのユニットの製造番号が分かるカラー写真

エ 保証書等設置日が記載された書類の写し（設置日以後に住宅の引渡しを受けた場合にあつては、当該住宅の引渡日が記載された書類の写し）

オ 申請者の住民票の写し（申請日前3月以内に取得したもの）

カ 同意書

キ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては、同項に規定する書類に加え、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 申請者と対象システムを設置する住宅の所有者が異なる場合 建物の所有者の承諾書

(2) 申請者自らが所有し、居住する集合住宅に対象システムを設置する場合 建物の所有を証明する登記事項証明書（申請日前3月以内に取得したもの）

3 家庭用燃料電池に係る補助金の交付申請にあつては、当該家庭用燃料電池と同時に設置した住宅用太陽光発電システムに係る交付申請を同時に行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、2種類以上の対象システムに係る申請を同時に行おうとする場合にあつては、これらの項の規定により添付する書類が重複するときは、当該重複するもののうち、いずれか一方の添付を省略することができる。

5 第1項の申請は、次の各号に掲げる補助を受けようとする事業において設置する対象システムの区分に応じ、当該各号に定める日から6月を経過する日までに行わなければならない。

(1) 住宅用太陽光発電システム 補助を受けようとする事業において設置した対象システムについて電力会社との受給契約を開始した日

(2) 家庭用燃料電池等 保証書等に記載された購入日又は引渡日（家庭用燃料電池等を設置した日以後に住宅の引渡しが行われた場合にあつては、当該住宅の引渡日）

6 第1項の申請は、直接持参の方法により先着順に行うものとする。

7 受け付けた申請に係る補助金の額の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付を行わないものとする。

（交付決定等）

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、申請者に対しその理由を付して茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付不承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8 補助金の交付申請をした者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかに茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付申請取下届出書（様式第5号）を提出しなければならない。

（補助金の交付請求）

第9 第7の補助金交付通知書を受けた者は、茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第10 市長は、第9の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査等）

第11 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の住宅に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第12 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第13 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第14 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金を対象システム設置以外の用途に使用したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第15 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年2月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 平成24年4月1日から平成25年2月28日までの間に電力の受給を開始した申請者にあつては、この要綱による改正後の茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助要綱の第6の規定にかかわらず、平成25年4月1日から平成25年8月31日までの間で、指定された期間内において申請できるものとする。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 平成25年10月1日から同月29日までの間に住宅用太陽光発電システムに係る電力の受給契約を開始し、又は家庭用燃料電池等を購入し、若しくは引渡しを受けた者にあつては、この要綱による改正後の茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助要綱（この項において「改正後の要綱」という。）の第6の規定にかかわらず、

平成26年4月1日から同月30日までの間において、改正後の要綱第6の規定による申請ができるものとする。

(茨木市住宅用高効率給湯器等設備導入補助要綱の廃止)

- 3 茨木市住宅用高効率給湯器等設備導入補助要綱(平成24年8月1日実施)は、廃止する。

(茨木市住宅用高効率給湯器等設備導入補助要綱の廃止に伴う経過措置)

- 4 この要綱の実施前にこの要綱による廃止前の茨木市住宅用高効率給湯器等設備導入補助要綱(以下この項において「廃止前の要綱」という。)第6の規定により交付決定のあった補助金については、廃止前の要綱第10から第14までの規定は、この要綱の実施後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表

対象システム	設備の要件	補助金額
住宅用太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅において太陽光を利用して発電を行う太陽光発電システムであること。</li> <li>2 太陽電池容量（日本工業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう。ただし、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。）が10kW未満のものであること。</li> <li>3 電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連系をしているものであること。</li> </ol>	<p>補助対象経費の合計額又は対象システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の値（出力の単位はkWとし、その値に小数点以下2けた未満の端数があるときはこれを四捨五入し、その値が4kWを超えるときは4kWとする。）に1kW当たり12,500円を乗じて得た額のうちいずれか少ない額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</p>
家庭用燃料電池	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市ガス又はLPガスを燃料とし、定格運転時において0.5キロワットから1.5キロワットまでの発電能力がある燃料電池システムであること。ただし、燃料電池ユニット部を既設の給湯器に接続するものを除く。</li> <li>2 低位発熱量基準（LHV基準）の総合効率が80パーセント以上であること。</li> <li>3 燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられる貯湯容量が20リットル以上のタンクを有すること。</li> </ol>	<p>補助対象経費の合計額又は40,000円のうちいずれか少ない額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</p>
自然循環型太陽熱温水器	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用する自然循環型太陽熱温水器であること。</li> <li>2 日本工業規格（JIS）に適合していること、又は一般財団法人ベ</li> </ol>	<p>補助対象経費の合計額又は30,000円のうちいずれか少ない額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</p>

	<p>ターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けていること。</p>	
<p>強制循環型ソーラーシステム</p>	<p>1 不凍液や空気等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯や空調に利用する強制循環型ソーラーシステムであること。</p> <p>2 日本工業規格（JIS）に適合していること、又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けていること。</p>	<p>補助対象経費の合計額又は40,000円のうちいずれか少ない額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</p>



様式第1号(第6関係)

平成 年 月 日

(申請先) 茨 木 市 長

(〒 - )

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

電話番号

携帯電話・FAX 等

茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付申請書

茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金の交付を申請します。

設備の種類	補助対象経費(税抜)	設備別補助申請額 (100円未満切捨て)
<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム	円	<input type="text"/> <input type="text"/> , <input type="text"/> 00円
<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池 ※太陽光発電システムと同時申請に限る	円	<input type="text"/> <input type="text"/> , <input type="text"/> 00円
<input type="checkbox"/> 自然循環型太陽熱温水器	円	<input type="text"/> <input type="text"/> , <input type="text"/> 00円
<input type="checkbox"/> 強制循環型ソーラーシステム	円	<input type="text"/> <input type="text"/> , <input type="text"/> 00円
補助申請額の合計		<input type="text"/> <input type="text"/> , <input type="text"/> 00円
建築の区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築	建物の区分 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅
設置建築物の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者が単独で所有 <input type="checkbox"/> その他 ※住宅の所有者全員の承諾書が必要	
問合せ先	<input type="checkbox"/> 申請者	
	<input type="checkbox"/> 業者 (業者名) (担当) (電話番号)	
	<input type="checkbox"/> その他 ( 電話番号 )	

※該当する□に✓を記入してください。

(設備の概要等)

住宅用太陽光発電システム

電力需給開始日	平成 年 月 日		
設置太陽電池に関する事項	製造業者名		
	モジュール型式	公称最大出力値	枚数
		W/枚	枚
		W/枚	枚
		W/枚	枚
		W/枚	枚
	最大出力値 (小数点以下3桁目を四捨五入)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> kW	

家庭用燃料電池・自然循環型太陽熱温水器・強制循環型ソーラーシステム

設置日	平成 年 月 日 ※保証書等に記載された購入日又は引渡日 (設備の設置日以後に住宅の引渡しを受けた場合は、住宅の引渡日)		
設置機器	製造業者名	型式番号	製造番号

添付書類

(各設備共通)

- (1) 設備の設置費に係る領収書の写し
- (2) 設備の設置費に係る内訳明細書の写し
- (3) 申請者の住民票の写し(申請日前3月以内に取得したもの)
- (4) 同意書(様式第2号)
- (5) 申請者と設備を設置する住宅の所有者が異なる場合は、建物の所有者の承諾書
- (6) 申請者自らが所有し、居住する集合住宅に対象システムを設置する場合は、建物の所有を証明する登記事項証明書(申請日前3月以内に取得したもの)

(住宅用太陽光発電システム)

- (1) 住宅用太陽光発電システムの竣工検査の試験記録書の写し
- (2) 住宅用太陽光発電システムの太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの設置状態並びに当該設備を設置した住宅の外観を示すカラー写真
- (3) 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(家庭用燃料電池等)

- (1) 家庭用燃料電池等の機器本体の設置状態及び全てのユニットの製造番号が分かるカラー写真
- (2) 保証書等設置日が記載された書類の写し(設置日以後に住宅の引渡しを受けた場合にあっては、当該住宅の引渡日が記載された書類の写し)
- (3) その他市長が必要と認める書類

同 意 書

平成 年 月 日

（提出先）茨木市長

住 所 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

（ふりがな）

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金の申請に伴い、次の納付状況（納付額、申告の有無等）の確認のため、茨木市長が照会することに同意します。

個人 又は 法人	市民税（普通徴収・特別徴収） 固定資産税 都市計画税 固定資産税（償却資産） 軽自動車税 法人市民税
----------------	---

様式第3号（第7関係）

茨木市指令 第 号

住 所

氏 名 様

茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け申請の茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

平成 年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第4号（第7関係）

茨木市指令 第 号

住 所

氏 名 様

茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付不承認通知書

平成 年 月 日付け申請の茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金は、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

理 由

平成 年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第5号（第8関係）

平成 年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所  
氏 名

茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付申請取下届出書

平成 年 月 日付けで申請しました茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金について、次のとおり取り下げます。

1 補助対象事業

2 理 由

平成 年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所  
氏 名

茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 金 円

なお、補助金は、次の預金口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行・信用金庫			支店・支所
	信用組合・農協			出張所
科 目	1 普 通	2 当 座	3 貯 蓄	
口座番号				
ふりがな				
口座名義				